

スクールバス運行事業について

統廃合により閉校となった学校の通学区域に居住する児童生徒の通学手段を確保するため、スクールバス等を運行する。

【運営方法】

- ・直営（スクールバス）
- ・事業者への委託（タクシー、マイクロバス）

【令和3年度の状況】

	閉校となった学校	統合先の学校	通学支援の方法	利用者数	経費
1	近文第3小学校 近文第4小学校 柏台中学校	近文第2小学校 東鷹栖中学校	事業者への委託 （タクシー マイクロバス）	15名	委託料 7,552千円
2	旭川第4小学校 旭川第1中学校	旭川小学校 旭川中学校	事業者への委託 （タクシー） 乗合タクシー	14名	委託料 2,938千円 乗合タクシー運賃 712千円
3	旭川第7小学校	旭川小学校	事業者への委託 （タクシー）	3名	委託料 714千円
4	豊里小学校 豊里中学校	神居小学校 神居中学校	事業者への委託 （タクシー）	5名	委託料 5,233千円
5	神居古潭小学校 神居古潭中学校	忠和小学校 忠和中学校	事業者への委託 （タクシー）	5名	委託料 4,729千円
6	就実小学校 千代ヶ岡小学校 千代ヶ岡中学校	西神楽小学校 西神楽中学校	直営 （スクールバス）	14名	人件費 4,302千円 車両維持費（別事業） 1,106千円
7	上雨紛小学校 雨紛中学校	雨紛小学校 神居東中学校	事業者への委託 （タクシー）	10名	委託料 4,239千円
8	聖和小学校	西神楽小学校	事業者への委託 （タクシー）	5名	委託料 1,092千円
9	旭川第2小学校 旭川第2中学校	旭川小学校 旭川中学校	事業者への委託 （タクシー）	24名	委託料 8,249千円